

令和2年5月1日

お客様 各位・ 平素は大変お世話になっております 皆様へ

安蒜会計事務所
所長 安 蒜 俊 雄

未曾有の大災害下、極めてご不自由な・厳しい毎日をお過ごしのことと拝察いたします。

さて、2020年度補正予算が4月30日の参院本会議で与党と主要野党の賛成多数により可決、成立しました。経済対策の名称は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」。全国民に10万円を配る「特別定額給付金」を実施するために12兆8,803億円が確保されました。

収入が半減した中小企業に最大200万円、個人事業主に最大100万円を支給する「持続化給付金」は、5月1日から申請を受け付け、大型連休が明けた8日にも給付を始めます。

以下、主な補助金や助成金、融資などの支援制度についてのまとめです。今後、家賃支援対策の公表も想定されます。

是非、ご一読いただき、お役に立ちたいと存じます。 下記までご連絡ください。

電話：047-341-8811 FAX：047-341-8080 MAIL：info@ambiru.co.jp
ZOOM：いつでも対応可能です。

《個人向け》

①特別定額給付金（一律10万円）

対象：4月27日現在住民基本台帳に記録されている人

申請：住民票のある市区町村から申請書が届く。お急ぎの方は、住所地の市区町村 HP へ、オンライン申請又は申請書をダウンロード可。受付開始しております。

②子育て世帯臨時特別給付金

③住居確保給付金

④緊急小口資金貸付 その他

《個人事業主・企業向け》

①持続化給付金（個人事業主100万円、法人事業主200万円）

事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者

申請受付期間：2020/05/01 ～ 2021/01/15 Web上での申請「電子申請」が基本。

■給付額の算定式

S：給付額（200万円上限）※10万円未満は切り捨て

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B：対象月の月間事業収入（前年同月比50%以下となる月で任意で選択した月）

$S=A-B \times 12$

②雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度。受給額の計算に当たっては、1人1日あたり8,330円を上限（政府は、上限の引き上げ及び手続簡素化検討中）

対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主。

申請受付期間：2020/04/01 ～ 2020/06/30

◇ご興味のある方は下記の Web セミナーがお役に立つと思います。是非ご視聴ください。

●緊急開催！新型コロナ対策

Web セミナー第1弾・第2弾まとめ（録画版）

<https://semeru-shigyo.com/koronawebdoga>

③小学校休業等対応助成金

対象者：2020年2月27日から6月30日までの間に、子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。

④働き方改革推進支援助成金

対象者：新たにテレワークを導入した中小企業事業主等

⑤新型コロナウイルス感染症特別貸付等(売上高5%以上減少、10%以上、15%以上、など)

⑥民間金融機関の特別融資

⑦生命保険会社 契約者貸付（個人、法人）

契約者貸付とは、加入している生命保険商品の解約返戻金の一定割合まで貸付を受けることができる制度。契約者貸付を利用しても保障は継続される。

借りられる上限は、保険会社や商品によって解約返戻金の50～90%程度。保険会社が契約者貸付の利率を一定期間0%に免除する金利支援あり。

◎上記【融資等資金繰り対策】や【返済が必要ない給付金、補助金、助成金】について、下記 URL で網羅的に、説明や他の URL へのリンク（独自対策を行う地方自治体の URL を含む）への誘導がなされています。

◇首相官邸「生活と雇用を守るための支援策」

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html

『納税猶予関連参考 URL』

・経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

支援策パンフレット <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

・国税庁「国税における新型コロナウイルスの対応と申告納税などの当面の取り扱い」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

以上